

## 第 3 回 石川町 農業委員会 総会議事録

1 招集年月日 令和 7 年 3 月 2 1 日 (金) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

### 3 議案

#### ( 1 ) 議案第 9 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

#### ( 2 ) 議案第 1 0 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

#### ( 3 ) 議案第 1 1 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画 (案) に対する意見決定について

### 4 出席委員

農業委員 7 名

|     |    |    |     |    |    |     |    |    |
|-----|----|----|-----|----|----|-----|----|----|
| 1 番 | 黒崎 | 佳奈 | 4 番 | 岩谷 | 金良 | 5 番 | 野内 | 誠  |
| 6 番 | 大串 | 政一 | 7 番 | 近内 | 貞夫 | 8 番 | 泉  | 利夫 |
| 9 番 | 根本 | 常和 |     |    |    |     |    |    |

農地利用最適化推進委員 1 1 名

|       |     |    |       |    |    |       |     |    |
|-------|-----|----|-------|----|----|-------|-----|----|
| 1 1 番 | 近藤  | 強  | 1 2 番 | 佐川 | 正治 | 1 3 番 | 添田  | 文彦 |
| 1 4 番 | 小針  | 淳一 | 1 5 番 | 渡邊 | 健一 | 1 6 番 | 伊藤良 | 平次 |
| 1 7 番 | 小豆畑 | 元  | 1 8 番 | 添田 | 健  | 1 9 番 | 円谷  | 和司 |
| 2 0 番 | 近内  | 壽夫 | 2 2 番 | 福田 | 正三 |       |     |    |

5 欠席委員

農業委員 2名

2番 鈴木 義延

3番 永沼 善恵

農地利用最適化推進委員 1名

21番 矢内 常男

6 出席した事務局職員

事務局長 荒木 成輔

農地管理係長 岸浪 正徳

議 長 本日の農業委員の出席は7名です。  
定足数に達しておりますので、只今より第3回石川町農業委員会総会を開きます。  
議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)  
異議ないものと認め、7番 近内貞夫委員、1番 黒崎佳奈委員 を指名いたします。

---

(1) 議案第9号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長 議事に入ります。  
議案第9号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)  
只今、説明しました農地法第3条第1項 番号1から番号4につきまして、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました大串政一委員に報告を求めます。

大串政一委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。  
令和7年3月9日午前9時より、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員福田正三氏、渡邊健一氏と私の5名で調査をしました。  
申請地は、新町四つ角交差点から県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇より約1km直進し、〇〇〇〇を渡った県道右側に位置する字〇〇〇〇番地、田923㎡です。  
申請理由は、譲渡人と譲受人がそれぞれ利便性のある土地を交換したい、という相互の希望により今回の申請に至りました。  
現在、申請地は、令和6年度県中建設事務所発注工事である〇〇〇〇河川改修工事による盛土材を仮置きしてありますが、盛土材を撤去し耕作ので

きるようにするとのことであります。

譲受人は、耕作出来るようになり次第、従来通り集落営農や経営体への集積等に取り組みまた、地域農業活動への取り決めを守り、地域の農業者とともに協力していきたいとのことであります。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第9号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。  
令和7年3月12日水曜日午前10時半から、譲受人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員小針淳一氏、添田文彦氏と私の計4人で調査しました。  
申請地は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に進み、字〇〇〇〇地内にある横断歩道の手前を左折し、さらに500mほど進んだ所の右側で、字〇〇〇〇字番の畑339㎡です。

申請理由は、この土地は譲受人の自宅に隣接しており、すでに40年以上前より耕作しておりました。

譲渡人もすでに高齢で農作業が困難になり、今回の申請に至りました。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 審議に入る前に、議案第9号農地法第3条第1項番号2について  
1番 黒崎委員は、申請者の代理人と同事務所ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。

《黒崎委員退席》

只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

黒崎 委員の入室を認めます。

《黒崎委員入室》

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号3を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第3条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。  
令和7年3月12日午前9時30分より字〇〇〇〇番地の譲渡人〇〇〇〇氏の自宅に集合し調査開始しました。  
譲渡人〇〇〇〇氏、長女〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員円谷和司氏、近内壽夫氏と私の5人で現地確認しました。  
当該地は、県道〇〇〇〇線〇〇〇〇より東へ400m先の〇〇〇〇を左折し、北へ1kmの地点、字〇〇〇〇、字〇〇〇〇、字〇〇〇〇に点在します。  
譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏で所在は、字〇〇〇〇番、外24筆、地目 田4, 537㎡、畑10, 572㎡です。  
譲渡人の〇〇〇〇氏は高齢になったため後継者である孫の〇〇〇〇氏に農地を贈与したく、譲受人はこれまでも耕作に従事してきた農地を祖父より一括受贈し耕作を継続したいということで今回の申請となりました。  
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 審議に入る前に、議案第9号農地法第3条第1項番号3について  
1番 黒崎委員は、申請者の代理人と同事務所ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。  
《黒崎委員退席》

只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

黒崎 委員の入室を認めます。

《黒崎委員入室》

議 長 続きまして、農地法第3条第1項番号4を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第3条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。

令和7年3月17日午前9時より、譲渡人〇〇〇〇氏、譲受人〇〇〇〇

氏、農地利用最適化推進委員小針淳一氏と私の計4人で調査しました。

申請地は、〇〇〇〇の交差点を〇〇〇〇方向に向かい、400mほど行った所にある〇〇〇〇の隣、字〇〇〇〇番の畑96㎡です。

申請理由は、この土地は平成15年に売買契約をしていたため、その履行として行うものです。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について、何かご質問等ございませんか。

（「質問なし」の声あり）

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第5号農地法第3条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

---

## （2）議案第10号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号 1 から番号 3 は第 2 種農地であります。

議 長 農地法第 5 条第 1 項番号 1 を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

岩谷金良委員 農地法第 5 条第 1 項番号 1 を調査した結果を報告いたします。

令和 7 年 3 月 12 日午前 10 時より、荒木事務局長、岸浪係長、被設定人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏と私の計 6 人で現地を確認しました。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、字〇〇〇〇の機がある T 字路を左折し、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、1.6 km 程行った左側の字〇〇〇〇番の田 1,304 m<sup>2</sup>です。

転用の目的は、被設定人の株式会社〇〇〇〇は〇〇〇〇でバイオ発電事業を行っており、申請地に隣接する山林から伐採する木材の進入口及び土場として使用するためです。

土砂の流出等の災害を防止するためにソタ柵等により対策します。また、用排水施設上には鉄板を敷き支障を及ぼさないようにします。周辺には農地がないため、支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第 5 条第 1 項番号 1 の件について、何かご意見等ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

« 「異議なし」の声あり »

議 長 異議のないものと認め、議案第 10 号農地法第 5 条第 1 項番号 1 について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

泉 利夫委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。  
調査日、令和7年3月12日9時30分より行いました。  
代理者の行〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6人で、字〇〇〇〇番、地目田、1,366㎡を調査しました。  
場所は、福島県立石川高等学校から〇〇〇〇方面に向い約1km先の〇〇〇〇から北側に150m進んだ右手に位置します。  
所有権移転の目的は、太陽光発電設備の設置であります。  
申請地は、土地造成は行わず設備設置を行い年に2回の草刈りを行います。  
雨水は施設内で自然浸透させ一部溢れた分は、過去の水田土側溝部分で排水されます。  
また、周辺に耕作農地も無く日照等の支障はありません。  
以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。  
(「意見なし」の声あり)

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。  
«「異議なし」の声あり»

議 長 異議のないものと認め、議案第10号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

近内貞夫委員 農地法第5条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。  
令和7年3月12日9時30分より譲受人代理人、〇〇〇〇、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の円谷和司氏、近内壽夫氏と農業委員の私の6人で現地確認しました。  
申請地は、〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番 地目 畑 地積1,761㎡

です。

譲受人は、株式会社〇〇〇〇代表取締役社長 〇〇〇〇氏場所は、役場より〇〇〇〇線を北へ800先を右折し、〇〇〇〇入口より町道を東へ900mの右側に位置します。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。東側は宅地、南側には太陽光発電設備があり、北側は町道を挟み休耕地です。

雨水は地下浸透で処理します。土砂流出等の近隣に及ぼす影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第6号農地法第5条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

---

#### （4）議案第11号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議 長 次に、議案第11号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

合計で説明させていただきます。田が11筆で、5,075㎡、畑が19筆で、19,784㎡、合計30筆、24,859㎡です。貸し手が1人、借り手が1人となります。設定する権利につきましては、すべて使用貸借権で、令和7年4月22日から令和12年12月31日までとなります。

只今、説明しました計画（案）につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議長 審議に入る前に、2番 鈴木 委員は、農地所有者ですので、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限により、退席を求めます。

《鈴木委員退席》

只今説明のあった 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。  
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第11号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定については承認するものと決定いたします。

鈴木 委員の入室を認めます。

《鈴木委員入室》

---

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。  
これで本日の会議を閉じます。

午2時8分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年    月        日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

|  |     |
|--|-----|
|  | 7 番 |
|  | 1 番 |